

入 札 告 示

札幌市告示第3537号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和8年9月10日

札幌市長 秋元



記

1 契約担当部局

〒004-0007 札幌市厚別区厚別町下野幌45番地39
札幌市厚別区土木部維持管理課事務係 電話011-897-3800
メールアドレス：at.doboku_keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

厚別区土木センター機械警備業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和8年11月1日（午前8時45分）から令和13年10月1日（午前8時45分）59ヵ月

ただし、本調達は地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 履行場所

札幌市厚別区土木センター（札幌市厚別区厚別町下野幌 45-39）

(5) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「警備業」、小分類「機械警備業」として登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。（詳細は別記1参照）

ア 資本関係

（ア）親会社等と子会社等の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下、単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 上記(2)の登録に係る資格要件
- 警備業法第2条第1項第1号に定める施設警備に係る警備業の認定を受け、かつ、同法第40条に定める機械警備業務を行おうとする際の届出のほか、札幌市内の事業所に係る営業所設置等及び機械警備業務関係の届出を行っているものであること。
- (8) 本警備業務の遂行に関する賠償責任保険（参加者が請負う警備業務すべてが補償対象となるものに限る。）に加入していること。ただし、次に該当するものを除く。
- ア 個別業務のみ補償対象とした損害賠償責任保険
 - イ 入札告示日以降に新規に加入した損害賠償責任保険（更新を除く。）警備業務の遂行に関する賠償責任保険に加入していること。
- (9) 告示日を起点とした過去5年間に於いて、機械警備業務の履行実績を1年以上（日常的に監視しているものに限る。）有していること。
- (10) 官公需適格組合の取扱いについて
- 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有する事業協同組合等は、上記の入札参加資格のうち(8)及び(9)に定める資格について、(8)に掲げる要件については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとすることができ、(9)に掲げる要件については、当該組合と組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）に係る契約実績の合計値とすることができる。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。なお、契約条項及び入札説明書（仕様書等を除く。）は下記URLのホームページからダウンロードできる。
- URL：<https://www.city.sapporo.jp/atsubetsu/doboku/keiyaku3-ippan1.html>
- (2) 入札書の提出期限
- 封印した入札書を、次に掲げる提出期限までに、上記1あてに持参又は送付により提出しなければならない。

令和8年9月24日（木） 17時00分（送付の場合は必着のこと。）

(3) 開札の日時及び場所

令和8年9月25日（金） 10時00分

札幌市厚別区厚別町下野幌45番地39 札幌市厚別区土木センター 第1会議室

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した入札、札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）第8項各号の一に反する入札は無効とする。

6 落札者の決定

(1) 最低制限価格の設定 有

(2) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する（事後審査方式）。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に定める休日（以下「休日」という。を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に上記1の契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出ること。

なお、差出人アドレスは入札参加資格者名簿に登録されている見積依頼用メールアドレスを使用すること。

指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者の入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

7 契約締結

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額（月額）を一年間に換算した額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- 8 その他
詳細は入札説明書による。